入　札　公　告

国立大学法人筑波大学において、下記のとおり役務の提供について一般競争入札に付します。

記

1　競争入札に付する事項

（1） 件　　名　地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（SATREPS）に係る
機器の輸出に関わる代行業務（リバースオークション対象案件）

（2） 実施期間　平成 27年 10月 9日 ～ 平成 28年 1月 31日

（3） 実施場所　仕様書のとおり

2 仕様書、契約条項並びに入札の説明等をする日時及び場所等

本件は、仕様書等関係書類の交付をもって当該説明を省略する。

仕様書等関係書類交付場所　〒305-8572　茨城県つくば市天王台1丁目1番地の1
国立大学法人筑波大学生命環境エリア支援室会計
電話番号 029-853-4569。

3 競争参加資格確認書類等の提出先及び提出期限

(1) 提 出 先　上記2の仕様書等の交付場所等と同じ。

(2) 提出期限　平成 27年 9月 30日 17時00分

4　入札の日時及び方法等

本件の入札はリバースオークション方式（インターネット上で安値で競り合う競り下げ方式）で行う。

詳細は筑波大学ホームページ「筑波大学物品等調達情報」の「リバースオークション情報」を参照のこと。

なお、この競争に参加できる者は、以下に示す競争参加に必要な資格を有する者で、かつ、本学が別に定める「リバースオークション参加登録」を事前に済ませた者に限られる。

5　入札方法

落札決定に当たっては、入札した金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札すること。

6　競争に参加する者に必要な資格

(1) 国立大学法人筑波大学財務規則施行規程第46条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、 被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 国立大学法人筑波大学財務規則施行規程第47条の規定に該当しない者であること。

(3) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）又は国立大学法人筑波大学の競争参加資格のいずれかにおいて平成27年度に関東・甲信越地域の「役務の提供等」の、「A」、「B」又は「C」等級に格付けされている者であること。

(4) 契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(5) 過去2年以内に、国、地方公共団体、国立大学法人及び独立行政法人で同規模の移転業務を手掛けた実績を有すること。

7　入札保証金及び契約保証金

免除する。

8　契約書の作成

契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

9 落札者の決定方法

国立大学法人筑波大学財務規則施行規程第53条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を交渉権者とする。

以上公告する。

平成 27年 9月 18日

国立大学法人筑波大学
契約担当役
財務担当副学長　吉　川　　晃

仕　　様　　書

１．件　　名　　地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（ＳＡＴＲＥＰＳ）に係る機器の輸出に関わる代行業務

２．業務の概要　　本件は　地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（ＳＡＴＲＥＰＳ）により本学が調達した機器をインドネシア共和国（バイオテックセンター、アイルランガ大学）へ搬送及びその輸出に係る諸手続き並びに本学が指定する機器の現地での据付・調整等を行う業務である。

具体的には、ＤＤＵ契約（国内輸送、輸出梱包、輸出に係る諸手続き（出荷手続、通関手続き等）、出荷前立会検査、海上・航空輸送、相手国内の輸送等の業務）による本学からインドネシア共和国までの輸送、現地での機器の据付・調整までの一連の業務を行うものである。

３．業務実施期間　　平成 27 年 10 月 9 日から平成 28 年 1 月 31 日

４．輸出物品　　別紙「輸出機器リスト」のとおり

５．移動元及び移動先　移動元：国立大学法人筑波大学　生物農林学系Ｄ棟３０８
茨城県つくば市天王台１－１－１

移動先　バイオテックセンター　/　アイルランガ大学

・BADAN PENGKAJIAN DAN PENERAPAN TEKNOLOGI (BPPT)
Agency for the Assessment and Application of Technology (BPPT)
Building 630, Puspiptek Area
Serpong, South Tangerang City 15314 Banten, Indonesia
Tel: 62-21-7563120　/ Fax: 62-21-7560208

・Universitas Airlangga
Institute of Tropical Diseases Airlangga University
Campus C, Jl. Mulyorejo Surabaya 60115 East Jawa, Indonesia
Tel: 62-31- 5992446 / Fax: 62-31-5992445

６．業務内容等　　輸送等業務

・前項５．に指定する移動元から移動先までにかかる輸送、輸出に係る諸手続等の一切の作業を行うものとし、その間に要する費用はすべて本調達に含まれるものとする。

・本件の輸出者は本学、輸入者はJICAインドネシア事務所とする。
・輸出国、輸入国の法令、規制に伴う許認可については、本学および輸入者で申請、取得するものとし、受託者はその補助をすること。
・輸送は原則として一回で行うこと。やむを得ず分割して輸送する場合は本学と協議の上決定すること。
・通関手続き中の貨物保管期間については、仕出し国および仕向国で合わせて１ヶ月を見込むこと。
・輸送方法については海輸・空輸を問わないが、輸送に耐えうる適切な梱包を施すこと。
・輸出梱包前に、員数検査・外装検査を本学の職員立ち会いのもと行うこと。
・輸送保険に加入すること。
・その他不測の事態に伴う費用が発生した場合については、別途協議のうえ決定する。

機器据付・調整業務

・本学が指定する機器について、現地での据付・調整・動作確認を行うこと。（指定する機器については別紙「輸出機器リスト」参照）
・機器の据付、使用にあたり、必要となるユーティリティ、試薬、消耗品は機器搬入までにエンドユーザー側で用意をする。
・ユーティリティ、試薬、消耗品の準備に必要となる技術情報を提供すること。
・機器取り扱い説明を実施すること。また、電子メールによる問い合わせ窓口を有すること。
・設置機器の日本語並び英語の操作マニュアル（取扱説明書等）を印刷物の形態で一式以上用意すること。英語の操作マニュアルが、メーカー側にない場合の対応は、協議の上決定すること。

その他

・請負者が、移動物品を壊したり、汚したり、紛失した場合は、受託者賠償責任等により損害賠償を保証すること。
・機材輸送中の破損・盗難に備え保険を付保すること。
・その他必要な事項については本学職員と協議し決定すること。

秘密の保持

・請負者は、本件作業の実施にあたり、業務遂行上知り得た事項について、第三者に漏らしてはならない。

７．完了通知書の提出及び検査

請負者は、本業務が完了した時は、完了通知書を提出し本学の検査を受けるものとする。

８．支　　払　検査終了後適法な請求書を受理した日から起算して４０日以内に支払うものとする。

９．競争参加資格の確認

この一般競争に参加しようとする者は、別記で記載した「競争参加資格の確認等についての書類」を定められた期限までに提出しなければならない。なお、提出した資料について説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

提出期限　平成　27 年　9 月　30 日（水）　17 時 00 分

提出場所　〒305-8572　茨城県つくば市天王台１丁目１番地の１

国立大学法人筑波大学生命環境エリア支援室会計

電話番号　029-853-4569

１０．その他

（１）その他詳細については、本学職員の指示によるものとする。

（２）この契約に必要な細目は、国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則によるものとする。

別記

競争参加資格の確認等についての書類

1.　競争参加資格の確認のための書類
・平成 27 年度資格審査結果通知書（全省庁統一資格又は国立大学法人筑波大学の競争参加資格）の写し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１部

2.　その他必要な書類
・参考見積書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１部
・仕様書で求める業務を履行できることを証明する書類・・・・１部
（提案仕様書、業務計画書等）
・輸出業務に関する業務実績・・・・・・・・・・・・・・・・・１部
（過去 2 年以内に、国、地方公共団体、国立大学法人及び独立行政法人で同規模の輸出業務を手掛けた実績があることを証明した書類（契約実績証明書等））

＊業務履行を確認するため、本学が必要とする場合には上記以外の書類の提出を求めることがある。

リバースオークション入札の注意事項

リバースオークション方式による入札の詳細は、筑波大学ホームページ「筑波大学物品等調達情報」に掲載していますので、必ず確認のうえ入札に参加ください。

１．リバースオークション参加資格

入札公告に示す競争参加に必要な資格を有する者で、かつ、本学が別に定める「リバースオークション参加登録」を事前に済ませた者に限られる。更にシステム上において案件毎に競争参加の意思表示を行う必要がある。

２．入札受付日時　　リバースオークション情報に掲載

３．入札締切日時　　同　上

４．落札決定に当たっては、入札した金額に当該金額の８パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札すること。

なお、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって入札をした者を、契約の交渉権者とする。

５．いったん入力された入札金額は、変更、取消しをすることができない。

６．落札決定の日から７日以内（契約の相手が遠隔地にある等特別の事情があるときは、指定する期日）に契約書の取り交わしをするものとする。

７．　本学は、次のいずれかに該当することとなった場合は、契約を解除することができる。

（１）契約の相手方が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第３条又は第１９条の規定に違反し、又は契約の相手方が構成員である事業者団体が同法第８条第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が、同法第４９条第１項に規定する排除措置命令又は同法第５０条第１項に規定する納付命令を行い、当該命令又は同法第６６条第４項の審決が確定した場合。ただし、請負者が同法第１９条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第２条第９項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和５７年公正取引委員会告示第１５号）第６項に規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として、請負者がこれを証明し、その証明を発注者が認めた場合は、この限りでない。

（２）契約の相手方（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が独占禁止法に違反したことにより、刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の３若しくは第１９８条又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号に規定する刑が確定した場合

（３）公正取引委員会が、契約の相手方に対して独占禁止法第７条の２第１８項又は第２１項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行った場合

８．　契約の相手方は、前項各号のいずれかに該当したときは、本学が契約を解除するか否かを問わず、本学の請求に基づき、契約金額の１０分の１（単価契約の場合は契約期間全体の支払い総金額と、予定数量に契約単価金額を乗じて算出した金額を比較し、より大きい方の金額の１０分の１）に相当する額を違約金として本学の指定する期間内に支払わなければならない。

９．競争参加資格の確認

詳細は仕様書のとおり。